

別紙

## 「工事費内訳書」及び「低入札価格調査票」の提出について

美咲町建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成 22 年告示第 39 号）第 6 条及び一般競争入札（条件付）公告共通事項の規定に基づき入札終了後直ちに、低価格入札者から入札価格の内訳書及び調査票を徴するものとします。

- ① 本入札については、岡山県電子入札共同利用システムにより配付した設計図書等を使用し、数量総括表に掲げる費目、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明示し、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に分類した工事内訳書及び低入札調査票（様式第 1 号）に押印された提出用表紙（任意様式）を添えて（以下、「内訳書等」という。）1 部提出すること。
- ② 内訳書等の提出においては、指定された期限を厳守すること。期限を過ぎた場合は、入札を失格とする。
- ③ 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び一式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で一式表示となっているものを除く。）を設けないこと。
- ④ 提出された内訳書等は、返却しない。
- ⑤ 提出された内訳書等の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ⑥ 提出された内訳書等は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑦ 提出された内訳書等について、美咲町情報公開条例（平成 17 年条例第 14 号）第 7 条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。
- ⑧ その他、必要な事項は、別途通知する